南信州プラスチックスマート推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、南信州プラスチックスマート推進協議会(以下「協議会」という。)と 称する。

(定義)

第2条 プラスチックスマートとは、プラスチックごみによる地球環境への影響を認識し、生活 の中でプラスチックと賢く付き合うことを意識して考え取り組むことをいう。

(目的)

第3条 協議会は、循環型社会の形成と地球温暖化防止、地球環境の保全に向けて、プラスチックスマートを意識した環境にやさしい生活様式への転換を促すため、事業者、消費者、関係団体及び行政が協働し、南信州地域一丸となってプラスチックスマートの取組を推進することを目的とする。

(事業)

- 第4条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - (1) プラスチックスマートの推進に関する検討及び協議
 - (2) プラスチックスマートの推進に関する広報及び啓発
 - (3) 協議会の会員相互の連絡調整
 - (4) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

- 第5条 協議会は、第2条の目的に賛同する南信州地域の事業者、消費者、関係団体及び行政(以下「構成団体」という。)で、別表に定める者をもって組織し、会長が認めた者を加えることができるものとする。
- 2 協議会の委員は、構成団体の代表者または構成団体が指名した者とする。

(役員)

- 第6条 協議会に次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 3名
 - (3) 監事 2名

(役員の任務)

- 第7条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 監事は、事業の執行状況及び会計を監査する。

(役員の選任)

- 第8条 会長は、委員が互選する。
- 2 副会長及び監事は、会長が指名する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

(会議)

- 第10条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

- 第11条 協議会の事務を処理するため、事務局を豊かな環境づくり飯伊地域会議に置く。
- 2 事務局職員は、豊かな環境づくり飯伊地域会議事務局職員をもってあてる。

(会計)

第12条 協議会の経費は、負担金、寄付金その他の収入をもってあてる。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成20年7月17日から施行する。

附則

- 1 この規約は、平成28年8月29日から施行する。
- 2 この規約の施行の際現に役員の職にある者の任期は、この規約の施行の日から起算する。 附 則
- この規約は、令和2年10月26日から施行する。

(別表)

(令和2年12月1日現在)

事業者 7社	ユニー株式会社 (アピタ飯田店)、 UDリテール株式会社 (MEGAドン・キホーテUNY高森店)、 イオンリテール株式会社 (イオン飯田店、イオン飯田アップルロード店)、 合同会社西友 (西友飯田鼎店、西友伊賀良店)、株式会社キラヤ、
関係団体 15 団体	みなみ信州農業協同組合、有限会社メガテン 豊かな環境づくり飯伊地域会議、飯田商工会議所、長野県商工会連合会南信州支部、 一般社団法人飯田青年会議所、飯伊女性団体連絡協議会、 飯田市女性団体連絡協議会、飯田市連合婦人会、下伊那郡連合婦人会、 飯田消費者の会、松川町消費者の会、飯田脱炭素社会推進協議会、 地域ぐるみ環境 I S O 研究会、飯田下伊那 P T A 連合会、 J A みなみ信州女性部、 長野県地球温暖化防止活動推進員
行 政 16機関	南信州地域振興局、南信州広域連合、飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村